

空き家等に関する相談件数の報告について

空き家等に関する相談等の件数は、以下のとおりとなっております。

平成29年4月～令和3年6月 受付件数

| 受付月 | | 受付件数 | 相談内容（受付1件に対し複数項目あり） | | | | | | 解決件数 |
|-------------|-------|------|---------------------|----|-----|----|----|-----|------|
| | | | 建築 | 防火 | 環境 | 衛生 | 防犯 | その他 | |
| H29 | 4～12月 | 73件 | 35 | 4 | 40 | 8 | 3 | 7 | 58 |
| H30 | 1～12月 | 68件 | 24 | 7 | 31 | 7 | 2 | 11 | 44 |
| H31 (R元) | 1～12月 | 46件 | 12 | 1 | 28 | 15 | 3 | | 25 |
| R2 | 1月 | 3件 | 2 | | 1 | | | | 1 |
| | 2月 | 1件 | 1 | | 1 | | | | |
| | 3月 | 1件 | | | 1 | | | | 1 |
| | 4月 | 2件 | | | 2 | | | | 1 |
| | 5月 | 4件 | 3 | | 1 | 1 | | | 1 |
| | 6月 | 6件 | 2 | | 4 | 1 | | | 3 |
| | 7月 | 5件 | 1 | | 3 | 1 | | | 2 |
| | 8月 | 4件 | | | 3 | 1 | | | 1 |
| | 9月 | 4件 | 1 | | 3 | | | | 2 |
| | 10月 | 6件 | 1 | | 5 | | | | 5 |
| | 11月 | 2件 | 1 | | 1 | | | | 2 |
| | 12月 | 3件 | | | 2 | 1 | | | 1 |
| R3 | 1月 | 2件 | 1 | | 2 | | | | |
| | 2月 | 3件 | 1 | | 1 | 1 | | | 2 |
| | 3月 | 2件 | | 1 | 2 | | | | 1 |
| | 4月 | 0件 | | | | | | | |
| | 5月 | 6件 | 1 | | | 4 | | 1 | 2 |
| | 6月 | 8件 | 1 | | 8 | 1 | | | 1 |
| 計 | | 249件 | 87 | 13 | 139 | 41 | 8 | 19 | 153 |

平成29年度からの相談等案件解決率
(令和3年6月末現在)

61.4%

苦情処理経過一覧表〈令和2年10月分～令和3年6月分〉

| 月 | 受付日 | 中学校区 | 内 容 | 関係課名 | その後の経過 |
|------------|----------|------|--|------|---|
| R2年 10月 | R2.10.6 | 東部 | 地域住民から他課の職員に「空き家の屋根に穴が開いている」という相談があった。〔建築〕 | 建築課 | R2.10.6 現場確認。 R2.10.7 市内の相続人代表者に文書通知。 R2.10.8 相続人代表者より入電。「相続人間で話し合いができれば解体したい。」 R3.5.17 老朽空家等解体費補助金申請あり。 |
| | R2.10.14 | 御津 | 裏の空き家敷地内の草が自宅敷地に侵入している。〔環境(草木)〕 | 建築課 | R2.10.15 現場確認。 R2.10.16 相続人の一人の電話番号が判明しており、架留守電にメッセージ入れる。 R2.10.19 相続人の親族から入電。「除草したらまた連絡する。」 R2.10.28 相続人の親族より除草が終了した旨入電。相談は解決とした。 |
| | R2.10.26 | 東部 | 空き家から隣家に草木の侵入がある。〔環境(草木)〕 | 建築課 | R2.10.27 現場確認。 R2.10.28 県内の所有者に文書通知。 R2.11.24 現場調査で改善を確認。相談は解決とした。 |
| | R2.10.26 | 御津 | 町内会から神社所有の土地にある空き家が放置されており、何とかして欲しいとの相談があった。〔環境(草木)〕 | 建築課 | R2.10.27 現場確認。 R2.11.4 県内の相続人複数名に文書通知。 R2.11.10 相続人の親族より入電。→面談し状況確認、助言等実施。 R3.3.3 相続人の親族から老朽空家等解体費補助金申請。 R3.5.14 実績報告書が提出され、解体を確認。相談は解決とした。 |
| | R2.10.26 | 御津 | 裏の空き家敷地内の木の枝が自宅の屋根に当たっている。〔環境(草木)〕 | 建築課 | R2.10.27 現場確認。 R2.10.28 市内の所有者に文書通知。 R2.12.11 現場調査で樹木の伐採を確認。相談は解決とした。 |
| | R2.10.30 | 西部 | 草木が道路上にはみ出しており、通学路でもあるため危険である。〔環境(草木)〕 | 建築課 | R2.11.2 現場確認。 R2.11.4 市内・県内の相続人複数名に文書通知。 R2.12.3 相続人の一人より入電。「除草・木の伐採をした。」留守にすることが多いが居住しているとのこと。本人に管理を依頼し、相談は解決とした。 |

| 月 | 受付日 | 中学校区 | 内 容 | 関係課名 | その後の経過 |
|-----------|----------|------|--|---------------------|---|
| 11月 | R2.11.24 | 金屋 | 空き家から隣のアパートの敷地内に木の枝の侵入がある。〔環境(草木)〕 | 建築課 | R2.11.24 現場確認。 R2.11.25 市内の所有者に文書通知。 R2.12.1 近隣の現場調査の際立ち寄り樹木の伐採を確認。相談は解決とした。(その後所有者より解体したと報告あり) |
| | R2.11.24 | 東部 | ボロボロの空き家があり、隣の月極駐車場に建材が落ちそう。〔建築〕 | 建築課 消防本部 (本署) | R2.11.24 現場確認。地上から2～3mで壁材(トタン)が2m四方ほど剥がれた状態で風に煽られており、隣接する市道と向かい側の月極駐車場に落下する危険性があった。所有者に連絡がついたが、高齢ですぐには対処できない。応急処置の可否を予防課に相談したところ、本署に連絡していただけたため翌日副所長に直接状況を説明。午前中には本署隊員によりトタンを撤去。所有者には撤去後の養生と空き家の管理を依頼。相談は解決とした。 |
| 12月 | R2.12.1 | 金屋 | 空き家北側の竹林の枝が自宅に侵入している。〔環境(草木)〕 | 環境課 建築課 | R2.12.1現場確認。建物敷地外の竹の繁茂のため、環境課へ引き継いだ。 R2.12.14 市内の相続人に環境課より文書通知。 R3.6.4 相続人より建築課に入電。「建物の解体を考えているので決まったら相談に行く。」 |
| | R2.12.7 | 代田 | 空き家に草の繁茂がある。〔環境(草木)〕 | 建築課 | R2.12.7 現場確認。所有者死亡、現在相続人は住民票を置いたまま所在不明。調査中。 |
| | R2.12.7 | 西部 | 空き家の壁にハチの巣がある。〔衛生(生物)〕 | 環境課 建築課 | R2.12.8 環境課へ引き継いだ。 R2.12.9 市内の相続人に環境課より文書通知。 R2.12.24 環境課への聞き取りでハチの巣の撤去を確認。相談は解決とした。 |
| R3年 1月 | R3.1.20 | 御津 | 老朽化して瓦が落ちそう。敷地内のソテツも隣家にはみ出している。〔建築、環境(草木)〕 | 建築課 | R3.1.20 現場確認。所有者は以前市に解体の相談をしていた経緯があり直接連絡。解体の意向があるが問題があり弁護士に相談中。 |
| | R3.1.22 | 小坂井 | 樹木の枝葉が自宅建物に接触し困っている。〔環境(草木)〕 | 建築課 | R3.1.22 現場確認。 R3.2.4 市内の所有者に文書通知。 |

| 月 | 受付日 | 中学校区 | 内 容 | 関係課名 | その後の経過 |
|----|---------|------|--|------|--|
| 2月 | R3.2.1 | 東部 | 空き家の屋根が壊れており、風が吹く度うるさい。 〔建築〕 | 建築課 | R3.2.2 現場確認。 R3.2.3 市内の所有者に文書通知。 R3.5.24 解体の情報があり、現場調査で更地を確認。相談は解決とした。 |
| | R3.2.3 | 代田 | 空き家にハトが住み着いて糞や羽が落ちてくる。 〔衛生(生物)〕 | 建築課 | R3.2.3 現場確認。 R3.2.4 県内の所有者に文書通知。 R3.2.8 所有者の親族より入電。「売却の意向もあるが、業者にコロナの影響で今は無理と言われた。ハトの対処をしたい。」 R3.3.10 所有者親族より入電。「業者の駆除作業が始まった。二か月ほどかかるそう。」 R3.6.21 現場確認。苦情当時の糞は片付けられていたが別の場所に糞を確認。 |
| | R3.2.17 | 西部 | 空き家敷地内の樹木が道路にはみ出している。 〔環境(草木)〕 | 建築課 | R3.2.19 現場確認。市内の所有者に文書通知。 R3.2.24 所有者より対処する旨入電。 R3.4.15 所有者より作業の連絡があり現場確認。改善を確認し、相談は解決とした。 |
| 3月 | R3.3.5 | 御津 | 空き家敷地内の雑草が枯草となっており防火対策のため除草して欲しい。〔防火、環境(草木)〕 | 建築課 | R3.3.8 現場確認。 R3.3.9 市外の所有者の納税管理人に文書通知。 R3.6.8 町内会より「改善が見られない。」納税管理人に再通知の依頼があり再度通知した。 |
| | R3.3.10 | 南部 | 隣の空き家の樹木の根が自宅の基礎に影響を与えそうで心配。〔環境(草木)〕 | 建築課 | R3.3.8 現場確認。 R3.3.12 県外の所有者に文書通知。 R3.3.24 所有者より入電。相談者が樹木を伐採することに同意が得られ、作業を進めることとなり、相談は解決とした。 |

| 月 | 受付日 | 中学校区 | 内 容 | 関係課名 | その後の経過 |
|----|---------|------|---|--------------|---|
| 5月 | R3.5.6 | 御津 | 隣の空き家から白アリが飛んでくる。 〔衛生(生物)〕 | 建築課 | R3.5.7 現場確認。 R3.5.11 市外の所有者に文書通知。 |
| | R3.5.13 | 小坂井 | 空き家の隣接道路が通学路になっているが、雨水が溜まり子供たちが通れない。〔その他(漏水)〕 | 建築課 水道整備課 | R3.5.13 現場確認。 R3.5.19 市内の相続人に文書通知。 R3.6.9 再度相談者より「以前より水が溜っている。水道が漏れているのではないか。」現場確認し、水が流れる音を確認。水道整備課に調査依頼。量水器手前で漏水のため市で対応する。 R3.6.24 水道整備課より入電。「所有者とも連絡が取れ、修繕が終了した。」相談は解決とした。 |
| | R3.5.19 | 音羽 | 空き家まわりで鳥の糞の被害が酷い。 〔衛生(生物)〕 | 建築課 | R3.5.19 現場確認。 R3.5.20 市内の相続人に文書送付。 R3.5.27 相続人より入電。対処する意向。 R3.6.14 所有者より対処済みの連絡を受け現場確認。近隣住民より「対処箇所以外にまだ鳥の巣がある。」鳥の巣と餌を運んでくる鳥を確認。再度所有者に連絡した。 R3.6.23 所有者より入電。「業者の作業が完了した。」相談は解決とした。 |
| | R3.5.19 | 一宮 | 道路沿いのブロック塀に亀裂が入っており危険。 〔建築〕 | 建築課 | R3.5.20 現場確認。県内の所有者に文書通知。 R3.6.24 所有者より入電。「体調が回復したら補修する予定。」 |
| | R3.5.25 | 南部 | 空き家玄関にハチの巣があり危険。 〔衛生(生物)〕 | 建築課 環境課 | R3.5.25 現場確認。 R3.5.26 県外の所有者に文書通知。 |
| | R3.5.31 | 小坂井 | 玄関内にゴミが放置されており悪臭がする。 〔衛生(ゴミ)〕 | 清掃事業課 建築課 | R3.5.31 清掃事業課より苦情の家屋が空き家であることから建築課に連絡あり。清掃事業課からの情報で所有者に成年後見人の手続きがされていることが判明。苦情申出者と直接やり取りをしてもらう事となった。 R3.6.5 空き家の現場調査。 |

| 月 | 受付日 | 中学校区 | 内 容 | 関係課名 | その後の経過 |
|----|---------|------|--|----------------|--|
| 6月 | R3.6.7 | 代田 | 空き家敷地内の樹木の枝が隣接する月極駐車場に越境している。[環境(草木)] | 建築課 | R3.6.7 現場確認。 R3.6.7 市内の所有者に文書通知 R3.6.21 近隣の調査の際立ち寄り。対処なし。 |
| | R3.6.7 | 小坂井 | 空き家敷地内の雑草やゴミがある。 [環境(草木)、衛生(ゴミ)] | 建築課 環境課 | R3.6.8 現場確認。敷地は2筆で所有者は別(片方は死亡し相続人不明)。 R3.6.14 もう一方の所有者に環境課と連名で文書通知。 R3.6.16 所有者より入電。「一度確認する。」 R3.6.18 所有者より入電。「草は刈ったが、ゴミは時間がかかる。」 R3.6.24 相談者より「除草が確認できた」と入電。相談は解決とした。 |
| | R3.6.7 | 中部 | 空き家敷地内の竹の葉が近隣の家の雨樋を詰まらせるのでなんとかしてほしい。[環境(草木)] | 建築課 | R3.6.7 現地確認。 R3.6.8 県外の所有者に文書通知。 R3.6.24 所有者の親族より入電。「シルバーに剪定を依頼する。空き家について相続人間で話ができない。」 |
| | R3.6.8 | 代田 | 空き家の樹木の枝が自宅敷地内に侵入してくる。 [環境(草木)] | 建築課 | R3.6.8 現場確認。 R3.6.9 県外の所有者に文書通知。 R3.6.17 所有者より対処する旨入電。 |
| | R3.6.10 | 一宮 | 敷地内樹木が道路に越境している。[環境(草木)] | 建築課 | R3.6.10 道路河川管理課より、苦情の敷地の家屋が空き家であるため連絡あり。道路河川管理課により県内外の所有者に適正管理文書を送付。 R3.6.14 空き家の現場確認。 |
| | R3.6.15 | 中部 | 空き家のトタンが剥がれている。雑草も繁茂している。 [建築、環境(草木)] | 建築課 | R3.6.15 現場確認。相続人に文書通知。 |
| | R3.6.21 | 西部 | 空き家敷地内の樹木が隣家に越境している。 [環境(草木)] | 建築課 | R3.6.21 現場確認。 R3.6.29 市内の相続人に文書通知。 |
| | R3.6.29 | 西部 | 空き家敷地内の樹木がカーブミラーに掛かって危険。 [環境(草木)] | 道路河川管理課 建築課 | R3.6.29 現場確認。市内の相続人に道路河川管理課と連名で文書通知。 |